

独立行政法人日本学生支援機構中期目標

(序 文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前 文)

情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化や経済状況の厳しさの拡大、進学率の上昇による学生等の能力・適性やニーズの多様化、グローバル化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、意欲と能力のある若者全員に留学の機会を付与することなどが求められている。

このため、経済的理由により修学が困難な状況にある優れた学生等に対する支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

このような理念・役割のもと、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守す

るとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。

(2) 広報・広聴の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。

(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。

(4) 情報セキュリティ対策に係る計画

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。

2 奨学金事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

(1) 奨学金貸与の的確な実施

真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

(2) 給付型奨学金事業の実施

意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。

(3) 適切な適格認定の実施

大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。

(4) 返還金の回収促進

① 返還金回収状況の把握と分析

奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。

② 回収の取組

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。

また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。

③ 機関保証制度の運用

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。

⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。

(5) 情報提供等の充実

① 情報提供の充実

奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

(6) 学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。

3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」及び「日本再興戦略」の実現に向け、2020年(平成32年)までに外国人留学生を30万人、日本人留学生を12万人とすることを目指し、学生の双方向交流を一層活発化していくため、留学に係る情報提供から、在学中の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取組を行う。

なお、外国人留学生の受入れにあたっては、重点地域の設定等、国の受入れ戦略を踏まえ、以下の取組を行う。

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。

また、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

① 外国人留学生に対する学資金の支給

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。

国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。

私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。

② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった点に留意する。

外国人留学生のための大学等の宿舍を安定的に確保するため借り上げ宿舍支援事業を行う。

③ 外国人留学生等の交流推進

外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

(3)外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。

(4)日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。

(5)日本人留学生に対する学資金の支給

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。

さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

(6)日本人留学生に対する留学前後の支援

官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。

4 学生生活支援事業

機構は「第3次障害者基本計画」や「日本再興戦略」等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図る。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。

(2) 障害のある学生等に対する支援の充実

障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。

(3) キャリア・就職支援の実施

キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。

5 その他附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

(2) 寄附金事業の実施

学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

- ① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務

経費を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

② 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 外部委託の推進

機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の促進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。

(4) 情報システムの活用

機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。

3 内部統制・ガバナンスの強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財

務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。

3 予算の適正かつ効率的な執行

予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

2 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。